

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
がと翌
の翌日)

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 規 則 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

条 例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「九時から十七時まで」を「八時から十九時三十分まで」に改める。

別表第二中「七五〇円」を「九五二円」に、「二九〇円」を「一、〇一〇円」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規 則

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十五号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十一年三月鳥取県条例第二十五号）中別表第二の改正規定の施行期日は、昭和六十一年四月一日とする。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】